

総務課 お知らせ



お問い合わせ
☎63・2051

日高町家具転倒 防止器具設置事業

について

1. 内容
地震などにより家具が転倒しないように固定します。
 2. 補助限度額
1世帯3家具まで固定無料
 3. 対象世帯
左記に該当する者のみの世帯
・満65歳以上
・身体障害者手帳の交付を受けている
 4. 申請について
窓口 総務課
☎63・2051
・療育手帳の交付を受けている
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ・縮切 令和4年1月28日(金)
・必需品

- ① 印鑑
- ② 本人確認書類
- ③ 各種手帳

感震ブレーカー 設置事業について

1. 内容
地震による電気火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置に對して補助を行います。
 2. 補助限度額
2万円
※分電盤タイプ及び簡易タイプが対象です。
 3. 対象世帯
左記に該当する者のみの世帯
・満65歳以上
・身体障害者手帳の交付を受けている
 4. 申請について
窓口 総務課
☎63・2051
・療育手帳の交付を受けている
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ・縮切 令和4年1月28日(金)
・必需品
- ① 印鑑
 - ② 本人確認書類
 - ③ 各種手帳
 - ④ 設置予定場所が確認できる写真
 - ⑤ 設置に要する経費が確認できる書類

日高町消防団

訓練出初式の中止について

新春恒例の消防団訓練出初式は、現状は新型コロナウイルス新規感染者数も全国規模で縮小傾向となっておりますが、人が集中する年末年始後の催しであることを鑑み、昨年に引き続き今回も中止とさせていただきます。

対象者は次の方々です。(敬称略)

◎日高町長表彰

- ▽35年勤続表彰 直川豊一(団長)、30年勤続表彰 千原伸(班長)、25年勤続表彰 木村英則(分団長)、濱村一成(副分団長)、濱出明(班長)、尾崎敏一(班長)、岸井広木(団員)

◎和歌山県消防協会総裁表彰

- ▽20年勤続表彰 北垣剛(班長)、山中雅嗣(班長)、初井真弥(班長)

◎日高地域消防協会会長表彰

- ▽10年勤続表彰 深海洋文(団員)、本田智洋(団員)、中栖真(団員)

◎感謝状(在団時の役職)

- ▽野上泰弘(副団長)、楠本和弘(班長)、皿山裕崇(団員)



情報公開制度および個人情報保護制度の実施状況

「情報公開制度」は、町が保有する情報（公文書等）をみなさまからの請求に応じて公開することと、より開かれた町政を推進し、みなさまとの信頼・協力関係を深めようとする制度です。

令和3年11月末現在の実施状況は、次のとおりです。

- ・ 公文書開示請求件数……4件
- ・ 公文書開示請求に関する決定状況……4件
- ・ 審査請求の件数……0件

また、「個人情報保護制度」は、町が保有する個人情報の保護を図るための適正な手続きなどを定めた制度で、自分の個人情報の開示や個人情報の訂正、利用停止を請求することができます。

令和3年11月末現在の実施状況は、次のとおりです。

- ・ 開示請求件数……0件
- ・ 訂正請求および利用停止等の受付件数……0件



お問い合わせ
☎63・3805

下水道への接続はお済みでしょうか？

下水道の整備ができて、みなさまに使っていただかなければ効果がありません。下水道事業に加入済みで、まだ接続工事をされていないみなさまは早めに工事をされますよう、よろしくお願ひします。

なお、接続工事は『日高町排水設備指定工事店』しか施工できません。指定業者の中から工事業者をご自分で選び、ご相談ください。借家やテナントの場合には、貸し主との協議も必要となります。指定工事店は役場HP「日高町排水設備指定工事事業者（一覧表）」（下記QRコード）で紹介しています。



個人浄化槽を設置されている方へ

浄化槽の維持管理は 大丈夫ですか？

① 法定検査を受けましょう

法定検査には、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に1回実施する「7条検査」と、毎年1回実施する「11条検査」があります。

この検査は浄化槽が正しく働いているか、きれいな水が流れているかを調べるもので、指定機関へのお申し込みをお願いします。

※「7条検査」「11条検査」は、それぞれ浄化槽法第7条と第11条に規定されている法定検査です。

【検査申込み機関】

公益社団法人

和歌山県水質保全センター

〒640-8032

和歌山市南大工町26（環境会館）

☎073・432・6433

HP <http://wakayama-suiho.or.jp>

② 保守点検を受けましょう

浄化槽は定期的に点検しましょう。保守点検業者は、日高町を営業範囲として、和歌山県に登録されている業者と契約をしましょう。一般家庭の場合は、点検回数は概ね4か月に1回以上（年間3回以上）となります。

③ 清掃をしましょう

清掃は日高町の許可業者と契約して、毎年1回以上実施しましょう。



《ご注意下さい》

浄化槽は適正な維持管理を行わないと水質汚濁や悪臭の原因となるため、浄化槽管理者には法定検査、保守点検、清掃の維持管理を行うよう法律で義務付けられています。

水質の保全および生活環境を守るため、浄化槽の正しい維持管理に努めましょう。